

労働時間の規制緩和に反対する意見書

厚生労働省の「今後の労働時間制度に関する研究会」は、1月25日、一定の要件のもとで、事務系・技術系労働者を8時間労働制の枠外にし、労働時間制限や超過勤務割り増し手当での支払いのない制度提案を盛り込んだ報告書をまとめた。

厚生労働省は、労働基準法を「改正」し、2007年に制定する予定の「労働契約法」に盛り込みたい方針であると言われている。

「報告書」は、「自律的に働き、かつ、労働時間の長短ではなく、成果や能力などにより評価されることがふさわしい労働者」がふえているとし、それらの労働者に対しては労働時間規制の適用除外の「新裁量労働制」を導入すべきだとしている。

制度を適用する要件として 職務執行の手法や労働時間配分について使用者から具体的な指示を受けていないこと、労働時間の長短ではなく成果や能力に応じて賃金が決定されていること、一定水準以上の収入が確保されていること、本人が同意していること、健康状態が確保されていること、労使協議に基づく合意があることなどを挙げている。

しかし、裁量労働で働く労働者がこのような適用要件を満たし、自己裁量で働ける立場や環境にあるのかどうかについては、労働組合側からも強い疑問の声が上がっている。また、これまでの裁量労働で働いている当事者からは、「業務量が過大」、「労働時間が長い」などの強い不満が上がっている。

「報告書」は「恒常的な所定外労働の削減や賃金不払い残業の解消」、「有給休暇の取得促進」、「限度基準を超える残業に対する高い割増」などについても提案しており、これらの提案は改善策としては一定の評価はできるが、8時間労働制の除外の拡大については慎重に対処しなければならない。なぜなら、現下の8時間労働制においても、所定外労働時間がふえ、業務も複雑化する中で労働者は常に疲労感を持ち、健康障害が広まり、過労死が頻発している実態や家庭において家族の触れ合う時間が制約され、少なくなっていることなどの深刻な状況を考慮すれば、現時点で労働時間の規制緩和は大いに問題がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、労働時間の規制を緩和する労働基準法の「改正」は行わないよう求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年3月29日

三鷹市議会議長 金井 富雄